

(様式5)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

(変更)

法令名	火薬類取締法	根拠条項	第3条	資料番号	44-1	担当課	消防防災安全課
				許認可等の内容			火薬類の製造の許可
<p>○火薬類取締法 (製造の許可)</p> <p>第3条 火薬類の製造(変形又は修理を含む。以下同じ。)の業を営もうとする者は、製造所ごとに、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律(平成十年法律第百十六号)第2条に規定する対人地雷及びクラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律(平成二十一年法律第八十五号)第2条第1項に規定するクラスター弾等の製造の業を営もうとする者は、この限りでない。</p> <p>(欠格事由)</p> <p>第6条 次の各号のいずれかに該当する者には、第3条又は前条の許可を与えない。</p> <p>一 第四十四条の規定により許可を取り消され、取消しの日から三年を経過していない者</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、三年を経過していない者</p> <p>三 心身の故障により火薬類の製造又は販売の業を適正に行うことができない者として経済産業省令で定めるもの</p> <p>四 法人又は団体であつて、その業務を行う役員のうち前3号のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第7条 経済産業大臣又は都道府県知事は、第3条又は第5条の許可の申請があつた場合には、その申請を審査し、第3条の許可の申請については左の各号に適合し、第5条の許可の申請については第3号及び第4号に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。</p> <p>一 製造施設の構造、位置及び設備が、経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。</p> <p>二 製造の方法が、経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。</p> <p>三 製造又は販売の業を適確に遂行するに足る技術的能力があること。</p> <p>四 その他製造又は販売が、公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障のないものであること。</p> <p>○火薬類取締法施行規則 (製造営業の許可申請)</p> <p>第2条 法第三条の規定による製造営業の許可を受けようとする者は、様式第一の火薬類製造営業許可申請書に事業計画書、危害予防計画書及び会社にあつては定款の写しを添えて、製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長(火薬類取締法施行令(昭和三十五年政令第三百二十三号。以下「令」という。)第十六条第一項第一号の製造所については、当該製造所の所在地を管轄する都道府県知事(当該製造所が地方自治法(昭和三十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の区域内にある場合にあつては、当該製造所の所在地を管轄する指定都市の長)。第六条第八項及び第九項、第七条、第八条第二項、第四十一条第一項、第四十二条第二項、第四十三条、第四十四条の二第二項及び第四項、第四十四条の三第二項、第四十四条の四、第四十四条の十四並びに第八十一条の十四の表第一号及び第二号において同じ。)に提出しなければならない。ただし、相続、遺贈又は営業の譲渡により事業を継承した者が新たに許可を申請する場合には、事業計画書及び危害予防計画書の添付を省略することができる。</p> <p>2 前項の事業計画書には、製造の目的、製造する火薬類の種類および説明、製造施設の構造、位置(製造所外の保安物件および製造所内の他の施設との関係位置を含む。)および設備、製造方法、従業者の員数、所要火薬類またはその原料の調達方法、製品の貯蔵方法ならびに製造所附近の見取図を記載するものとする。</p> <p>3 第一項の危害予防計画書には、第六条第一項に規定する災害の発生の防止に関する必要事項の概要を記載するものとする。</p>							

(法第六条第三号の経済産業省令で定める者)

第三条の二 法第六条第三号の経済産業省令で定める者は、精神の機能の障害により火薬類の製造又は販売の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(危害予防規程)

第六条 法第二十八条第一項の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項の細目とする。

一 法第七条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に関すること。

二 保安管理体制並びに火薬類製造保安責任者及び火薬類製造副保安責任者の行うべき職務の範囲に関すること。

三 安全な製造作業に関すること（第一号に掲げるものを除く。）。

四 製造施設の保安に係る巡視及び点検に関すること（第一号に掲げるものを除く。）。

五 製造施設の新増設に係る工事及び修理事業の管理に関すること（第一号に掲げるものを除く。）。

五の二 安定度試験の実施に関すること。

六 製造施設が危険な状態となつたときの措置及びその訓練方法に関すること。

七 協力会社の作業の管理に関すること。

八 従業者に対する当該危害予防規程の周知方法及び当該危害予防規程に違反した者に対する措置に関すること。

九 保安に係る記録に関すること。

十 危害予防規程の作成及び変更の手続に関すること。

十一 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止のために必要な事項に関すること。

2～9 (略)

[技術上の基準]

○火薬類取締法施行規則

- ・第4条第1項及び第3項 (法第7条第1号関係)
- ・第5条第1項及び第3項 (法第7条第2号関係)

○告示

- ・火薬類の製造施設の構造、位置及び設備並びに製造方法の技術上の基準の細目を定める告示 (昭和49年通商産業省告示第58号)
- ・避雷装置の位置、形式、構造、材質等を定める告示 (平成27年経済産業省告示第145号)
- ・火薬類取締法施行規則第三十一条の三の規定に基づく防爆壁の位置、構造、材質等の基準 (昭和35年通商産業省告示第76号)
- ・火薬類取締法施行規則第4条第1項第5号の2の規定に基づき、粉塵爆発の危険性の高い金属粉を定める告示 (平成16年経済産業省告示第118号)
- ・可塑性爆薬に含める物質等を定める告示 (平成9年通商産業省告示第548号)
- ・火薬類の容器包装の基準を定める告示 (平成10年通商産業省告示第149号)
- ・十六歳以上十八歳未満の者が消費を行うことのできる特定手筒煙火の製造及び消費に係る基準を定める告示 (平成18年経済産業省告示第69号)